

# 外国人労働者受け入れの現状と課題

—岩手県における医療と母子保健の観点から—

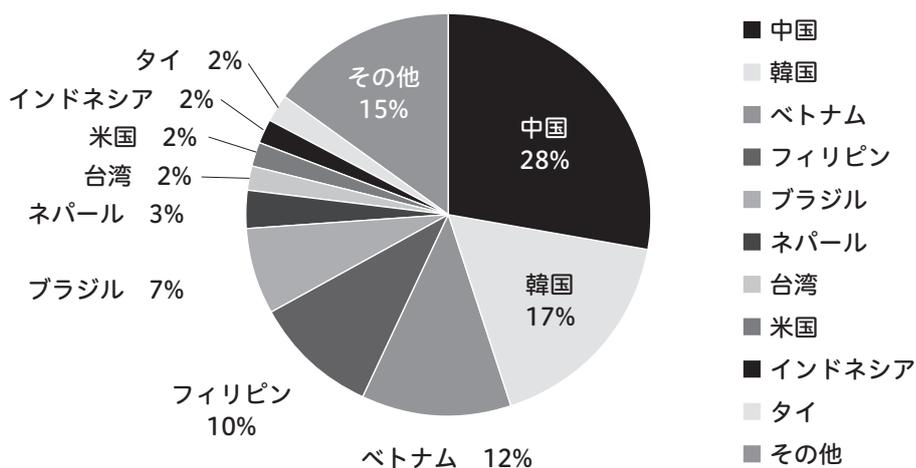
岩手県立大学 盛岡短期大学部 教授 石橋 敬太郎

## 1. はじめに

政府は2019年4月、深刻化する労働力不足に対応するため、新たな外国人受け入れ制度をスタートさせた。この制度では、4月から「出入国管理及び難民認定法（入管法）」を改正し、在留資格の1つに「特定技能」を新たに創設し、労働者として外国人を受け入れようとするものである。対象業種は14業種であり、介護、ビルクリーニング、素形材産業や電気・電子情報関連産業のほか、農業、漁業や飲食料品製造業などが該当する。今後5年間で最大34万5,000人の外国人材を受け入れる計画である。政府は、この受け入れに当たり「多文化共生総合相談ワンストップセンター」を都道府県や政令指定都市に開設し、雇用や医療などさまざまな外国人の生活相談に多言語で対応しようとしている。

2018年末現在、我が国には273万1,093人の外国人が在留しており、対前年比17万人弱増と過去最高である。その国籍は中国、韓国、ベトナム、フィリピン、ブラジルが上位5カ国を占め（グラフ1）、在留資格では多い順から永住者、留学、技能実習、特別永住者などであるが、特別永住者を除き、いずれも増加している。こうした現状を踏まえて、本講座では、新たな外国人受け入れ制度を紹介するとともに、岩手県における外国人受け入れのための課題について医療と母子保健の観点から考えてみる。

国籍・地域別在留外国人数 2018年12月末



グラフ1

## 2. 外国人労働者受け入れ新制度の概要と政府の対応

少子化と高齢化による労働力不足から、我が国の経済の安定成長を危惧した外国人労働者の受け入れは、すでに1990年に身分関係の在留資格で門戸を開くという方法によって、また日系人を日本にルーツがあることを理由として、ほかの外国人と区別し、積極的に受け入れる方向のもとに入管法の一部を改正して行われた。その結果、製造業の担い手として、研修生や技能実習生として中国人、ブラジル人やフィリピン人の急増をもたらした。在留資格のうち、増加の著しい技能実習は、1993年に日本で培われた技能・技術の開発途上地域への移転を目的として「人づくり」に寄与する国際協力という名目で創設された。この技能実習生の国籍もベトナム、中国、フィリピンといったアジア圏が多い。岩手県では、宮古市での水産業、北上市や一関市の製造業などの担い手となっている。

しかし、まだ我が国の特に第一次産業・第二次産業の労働力不足が解消せず、そのため「特定技能1号」、「特定技能2号」といった新たな在留資格を創設した。1号は特定産業分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務に従事し、家族帯同を認めず通算5年、2号は特定分野に属する熟練した技能を要する者で在留期間は3年、家族の帯同は認められており、同業種間なら転職が認められる。

その受入業種は介護やビルクリーニングをはじめとする14業種、特定技能2号はこのうち建設、造船・船用工業のみである。それぞれの業種には、技能試験や日本語試験という人材基準のほか、従事する業務、雇用形態や受入機関に対して課す条件が定められており、一定の枠組でしか働けない。つまり外国人労働者は技能試験、日本語試験をクリアしており、雇用者側も相応の条件をクリアしなければ採用には至らない。そのため、新たな在留資格の創設によって労働者に移行した技能実習生を含め、アジア諸国からの労働者が今後も増加すると予想される。

この増加が予想される外国の住民に対し2018年12月、政府は「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」を公表した。生活者としての外国人に対する支援として暮らしやすい地域社会づくり、生活サービス環境の改善、円滑なコミュニケーションの実現、外国人児童・生徒の教育の充実、留学生の就職支援、適正な労働環境の確保、社会保険への加入促進等を支援し、悪質な仲介業者の排除等を掲げ、在留資格手続きの円滑化・迅速化、在留管理基盤の強化、不法滞在者の対策強化などを柱とし、各省庁が取り組むこととし、また取り組みごとに予算が配分されることとなっている。

しかし、実際には外国人が生活する地方自治体が対応に迫られることが多く、専門家からはルールが守られているか監督する機能が不透明なため、これまで技能実習制度のもとで起こっていた賃金未払い、違法な労働、セクハラなどは起こり得るのではとの意見がある。

## 3. 医療と母子保健に関する対応策

新たに創設された「特定技能1号」では、家族帯同は認められていないが、日本での結婚は可能である。参考のために、法務省と厚生労働省、外国人技能実習機構は2019年3月11日付で、技能実習生に対しても日本の労働関連法が適応されるため「婚姻、妊娠、出産等を理由として解雇その他、不利益な扱いをすることは認められない」と関係各所に通達している。「特定技能2号」の資格で在留する外国人は、配偶者と子どもの帯同を認められている。従って、外国人女性が安心できる医療環境整備の構築が求められる。

しかし、我が国全体の医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備状況については、制度を整備できている市町村・都道府県は多くない。運営についても課題がある。特に、医療通訳という専門性の高い分野では、研修・資格制度による質の確保が必要であるとともに、誤訳による損害賠償請

求に対して通訳者を守る準備も必要である。また、遠隔地への対応の困難さ、派遣形態の効率の悪さも指摘されている。ボランティア頼みになる現状に加え、医療現場での通訳の必要性を医療機関がどの程度理解しているかという、基本的な課題もある。外国人支援団体と行政との連携も求められている。

こうした現状を踏まえて、政府が掲げる総合的対応策では医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備のための施策として9項目を挙げている。例として医療通訳や医療コーディネーターの配置、情報の多言語化、通訳にかかる費用は患者請求とすること、キャッシュレス決済など医療費を支払わない外国人への対応などがある。総合的対応策では、いずれの対応においても厚生労働省や法務省など行政の積極的な取り組みが明記されている。母子保健については、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、言葉の違いによりためらうことなく医療機関を受診できるようにし、外国人女性の孤立を防ぐことを掲げている。

#### 4. 岩手県における医療と母子保健の現状と課題

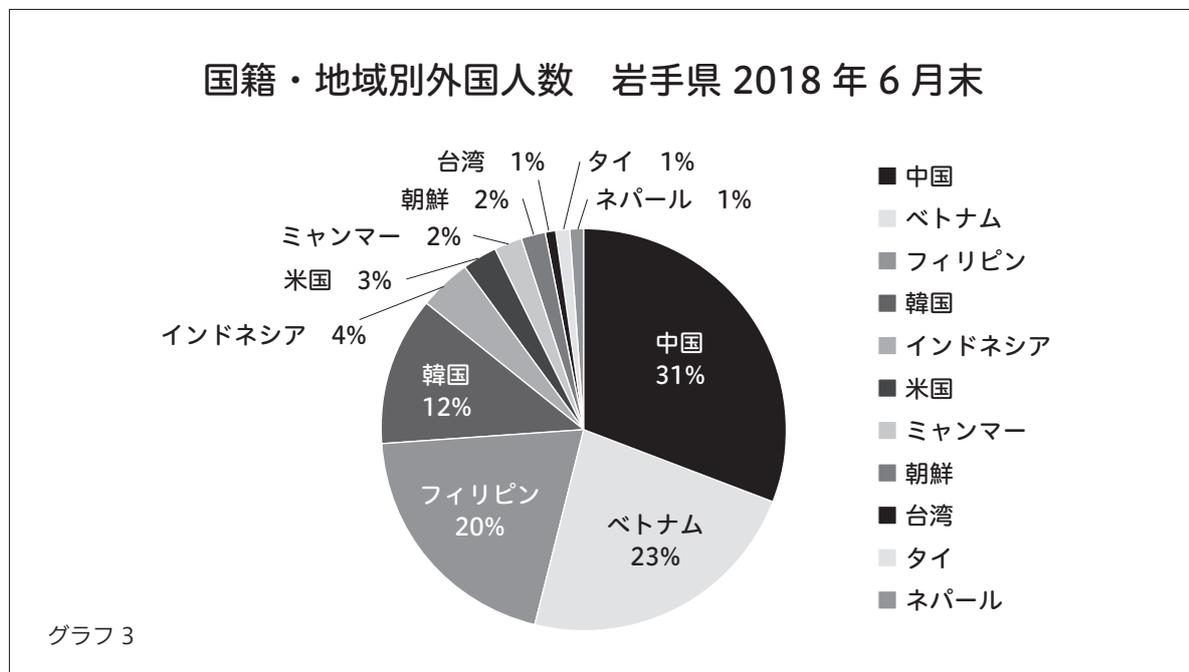
2018年12月末の岩手県の外国人居住者数は7,187人であり（グラフ2）、国籍・地域別では、最も多いのが中国、次いでベトナム、フィリピンの順となっている（グラフ3）。今後、これらアジアからの若い年齢層の外国人、特に技能実習生が増加すると見込まれる。本県がILC（国際リニアコライダー）誘致の候補地となっていることもあり、岩手県立大学多文化共生研究会では「外国人女性の出産と子どもの受診」をテーマに北上市、奥州市、大船渡市の中核病院を対象として、各地域の国際交流協会職員や保健師と外国人のための環境整備構想共有会を実施した。



各専門家たちの取り組みとして、わかりやすい日本語での診療や看護、文書の多言語化、職員の英語力の強化、多言語の母子健康手帳の配布、外国人ママのふれあいサークル開催、絵による説明などが行われている。各専門家たちは、限られた人員のなかで外国人が安全で安心した医療・保健を享受できるようにと高い意識をもち、また温かな異文化理解を基盤として診療や看護、支援活動を展開している。

課題もいくつかある。各地域の活動を円滑に展開するうえで、各病院や自治体が外国人対応をし

た際に生じた問題を相談できる機関がないこと、すでに作成されている多言語版の説明資料や活用できる社会資源など外国人を支援する際に役立つ情報の集約が行われていないことが挙げられる。これらの外国人支援が各専門家のボランティア精神に支えられての活動であり、活動の継続性を考えると補助金の支給等、経済面での支援も必要とされている。



## 5. まとめ

外国人女性が安心できる医療環境整備のために何が必要か。言葉や文化の壁のほか先入観をもたずに意思疎通を図ること。相互理解に努めるなど心の壁を取り除くことが重要と考えられる。そのためには医療通訳をする際の対応を再整理することが求められる。また、相談できる機関の設置として「いわて外国人県民相談・支援センター」を全県に広げていく必要がある。県南地域においては、これまで奥州市国際交流協会が行ってきた医療通訳派遣を岩手県県南振興局が活用することについて、同局において2019年度から検討を行うこととしている。北上市では、次年度に設置予定の「子育て世代包括支援センター」に外国人妊産婦の出産から子育てに至る切れ目のない支援の整備を計画している。

岩手県県南地域では、中核病院、母子保健、国際交流協会は着実に外国人女性が安心できる医療を求めて活動を行っている。全国的にみても、先駆的な取り組みとして紹介できるものもある。岩手県、北上市や奥州市には、多文化共生プランがあり、外国人を生活者として受け入れる方針を打ち出している。そのすぐれた取り組みを広く県民に紹介するのも、岩手県立大学多文化共生研究会の活動の1つとしている。